

産業廃棄物処理施設  
安定型最終処分場

## 維持管理計画書

利尻島建設廃材処理協同組合

## 目次

別記様式 50	1
維持管理計画書	2
1. 産業廃棄物の搬入管理	2
2. 施設・設備の維持管理	4
3. 埋立作業管理	6
4. 環境管理	7
5. 埋立終了時の措置	8
6. 埋立終了後の維持管理（廃止基準への対応）	9
7. 維持管理の記録及び記録閲覧の方法	10
8. 住民への配慮	10
9. 維持管理積立金	10
10. 環境省令による維持管理の技術上の基準、 廃止の技術上の基準への措置	11
様式集	
様式 1	15
様式 2	16
様式 3	16
様式 4	17
様式 5	18
様式 6	19

維持管理及び災害防止に関する計画書

施設の維持管理方法	産業廃棄物の受入方法	協同組合事務局での事前受付、最終処分場管理事務所での受付時検査(マニフェストとの照合を含む)、展開検査場での展開検査の三段階で検査を行い、安定型産業廃棄物以外の廃棄物並びに石綿含有廃棄物の混入を検査します。 ※詳細は次頁以降の「維持管理計画書」を参照ください。		
	施設創業時の維持管理方法	施設・設備の維持管理、埋立作業管理、環境管理の一連の維持管理業務について、環境省令を遵守した維持管理を行います。 ※詳細は次頁以降の「維持管理計画書」を参照ください。		
	施設の整備・点検の頻度	施設・設備の点検は、点検項目、点検頻度(受入日ごとの日常点検、月 1 回の定期点検)を設定して行います。異常が発見された場合には、その異常のレベルに応じて適切な措置を取ります。 ※詳細は次頁以降の「維持管理計画書」を参照ください。		
維持管理に関する記録及び閲覧方法	<p>受入廃棄物の種類・数量、受入を拒否した安定型産業廃棄物以外の廃棄物、維持管理で行った施設・設備の点検結果、環境管理で行った地下水、浸透水の検査結果を記録します。併せて、施設・設部や水質検査に異常があったときの原因調査結果、措置の内容についても記録し、閲覧に供します。維持管理の記録は、(公社)北海道産業廃棄物協会のホームページで公開するとともに、協同組合事務局及び最終処分場管理事務所においても閲覧可能とします。</p> <p>また、維持管理の記録は、最終処分場の廃止まで保存します。</p> <p>※詳細は次頁以降の「維持管理計画書」を参照ください。</p>			
排ガスの性状・放流水の水質等の数値		施設設計値	達成目標値	測定頻度
排ガスの性状	ばいじん [g/Nm <sup>3</sup> ]			
	硫黄酸化物 [Nm <sup>3</sup> /hr]			
	窒素酸化物 [cm <sup>3</sup> /Nm <sup>3</sup> ]			
	塩化水素 [mg/Nm <sup>3</sup> ]			
	ダイオキシン類 [ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> ]			
放流水の水質	pH [-]			
	生物化学的酸素要求量 BOD [mg/ℓ]			
	化学的酸素要求量 COD [mg/ℓ]			
	浮遊物質 [[mg/ℓ]			
	ノルマルヘキサン抽出物含有量 (鉱油)[[mg/ℓ]			
	ノルマルヘキサン抽出物含有量 (動植物性油)[[mg/ℓ]			

(日本工業規格 A4 版)

## 維持管理計画書

最終処分場の運営にあたっては、環境省令で定める「産業廃棄物の最終処分場の維持管理の技術上の基準、廃止の技術上の基準」を遵守し、安全面、環境面等に細心の注意を払います。また、管理事務所に常駐 1 名以上を配置して適切な管理を徹底します。

### 1. 産業廃棄物の搬入管理

搬入される廃棄物に安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入、または付着することを防止するため、廃棄物の受け入れについては適切に検査を行います。

受入検査の流れを図 1 に示します。

#### (1) 事前確認

排出事業者から処分依頼があった場合、産業廃棄物の情報（種類、発生箇所、量、性状等、必要に応じて成分分析データ）の提出を求め、受け入れの可否を確認します。この事前確認において、受け入れに支障がないことが確認されてから最終処分場への搬入を指示します。

#### (2) 受入時検査

搬入廃棄物について、積載物の目視検査や搬入者への聞き取りにより産業廃棄物管理票（マニフェスト）と搬入品目とを照合し、マニフェストの記載内容と異なる産業廃棄物である場合や異なる産業廃棄物の比率が著しく高い場合は受け入れを拒否します。

積載物の目視検査は、車両荷台のシート等遮蔽物を取り除きスコップ、熊手等を使い、内部まで確認します。なお、受入時間は 9 時から 16 時とします。

#### (3) 展開検査・分別の実施

##### ① 展開検査・分別作業

展開検査、分別作業は、搬入車両ごとに行い、一連の作業が全て終了するまで次の搬入車両についての検査は行わないものとします。

##### ② 展開検査

搬入廃棄物を展開検査場に降ろし、重機等を使って広げ、安定型産業廃棄物以外の廃棄物や石綿含有廃棄物の混入を検査します。

また、廃プラスチック、ゴムくずの寸法が概ね 15cm 以下であることを確認します。展開検査は、搬入者の立会の下、実施するものとします。

##### ③ 分別作業

展開検査で受入できない廃棄物の混入が確認された場合、分別作業を実施し、安定型産業廃棄物は受け取り、受入できない廃棄物は搬入者に引き取らせませす。

#### (4) 受入実績の記録

展開検査の結果（受け入れた安定型産業廃棄物及び引き取らせた廃棄物の種類、量）を受入実績記録簿に記録し、マニフェストを搬入者に返却します。

なお、引き取り廃棄物がある場合は、必要に応じてmanifestの修正を求めるものとします。

受入実績記録簿は、責任をもって当協同組合が管理、保存します。

### (5) 受入管理マニュアル等の作成

展開検査の精度向上を図るため、受入マニュアルを作成するほか、安定型産業廃棄物の種類を管理事務所に掲示し、不適格廃棄物の受け入れを行わないよう管理員に周知徹底させます。

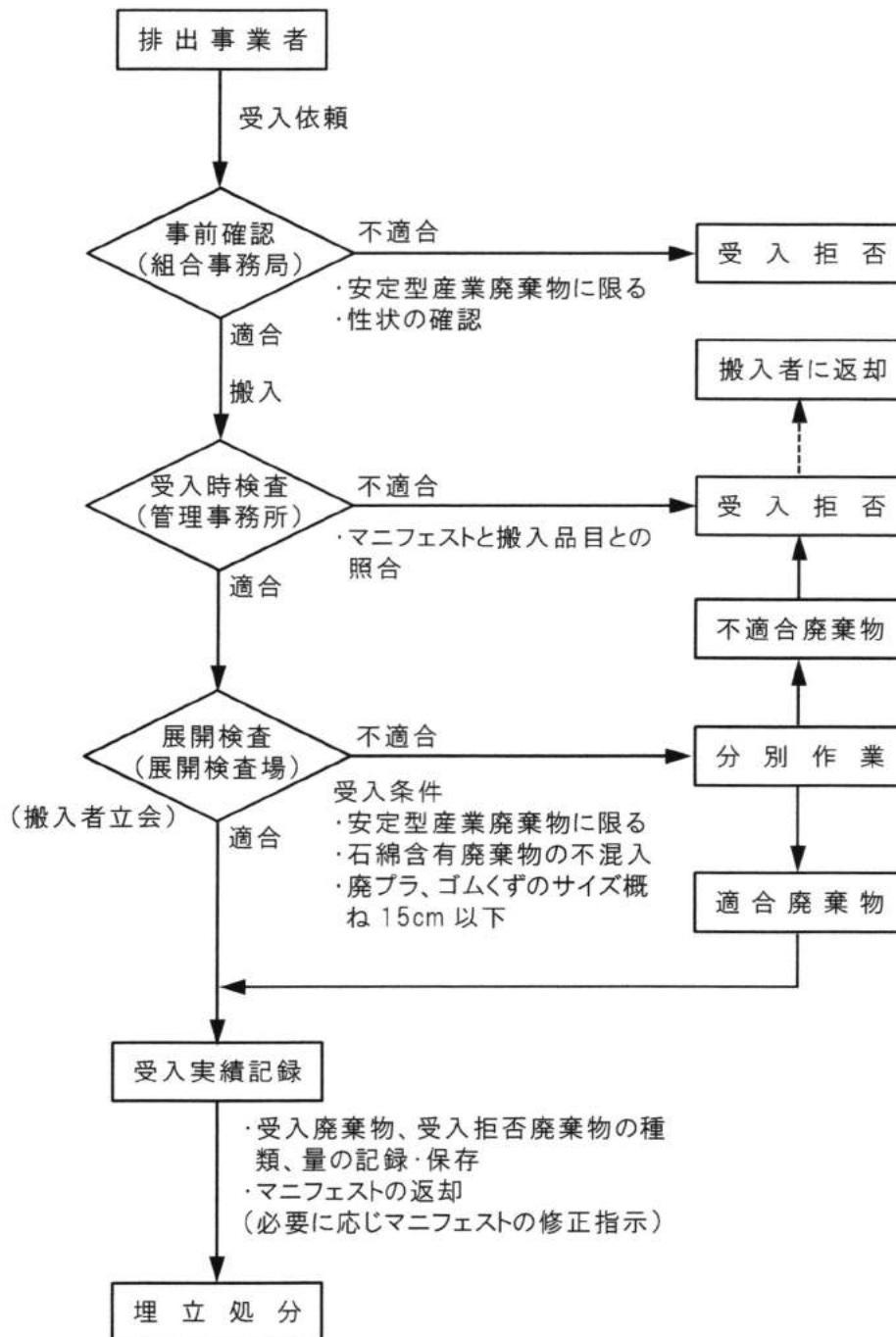


図1 廃棄物の受入検査の流れ

## 2. 施設・設備の維持管理

施設・設備の機能維持のため、日常点検、定期点検を励行し、異常の早期発見に努め、異常が発見された場合は、必要な措置を取ります。また、地震、台風、豪雨等異常気象の発生直後には全ての施設・設備の臨時点検を実施します。点検結果、異常時の措置内容は記録し、保存します。点検による異常個所の発見から補修までの流れを図2に示します。

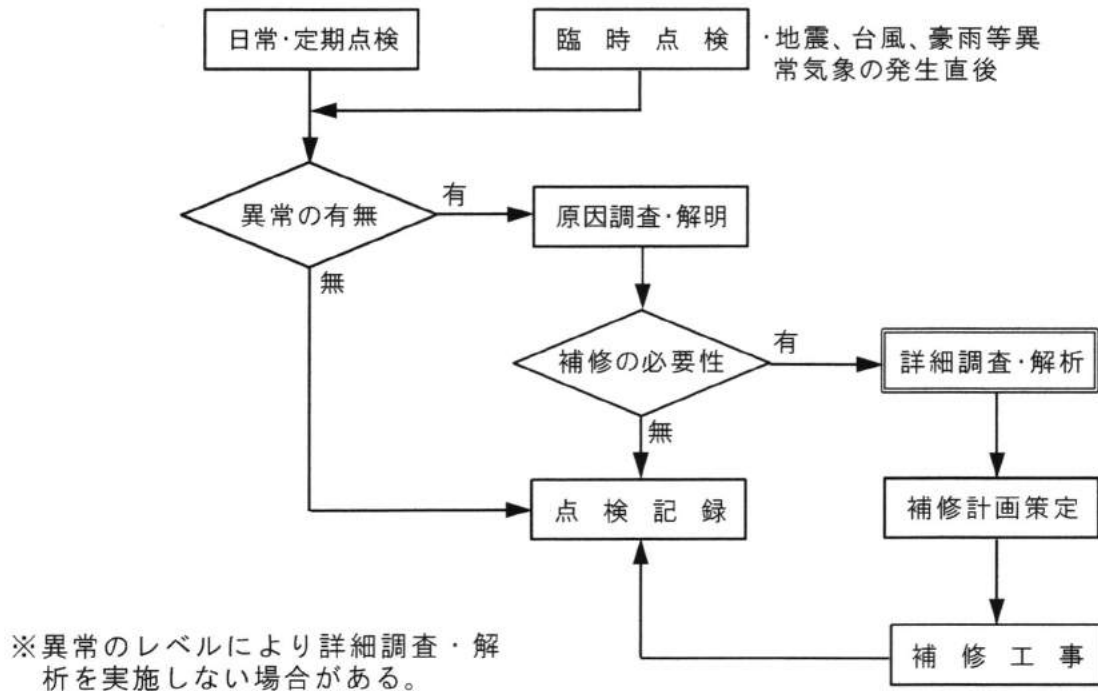


図2 点検による異常個所の発見から補修までの流れ

### (1) 貯留構造物（堤体）の点検

貯留構造物の外観形状の変化（法面の崩壊、亀裂、膨潤、浸食、堤体からの漏水等）について、日常的（受入日ごと）に点検し、異常の早期発見に努めます。

異常が発見された場合は、原因を調査、解明した上で補修の必要性について検討します。補修が必要と判断された場合は、補修計画を立て補修工事を実施します。また、崩壊等の異常のレベルが大きい場合は、堤体の水平変位、鉛直変位（沈下）、堤体内の間隙水圧、盛土材料の強度等の詳細調査及び解析を行い、補修工事を実施します。

### (2) 貯留構造物の基礎地盤（地山）の点検

貯留構造物の基礎地盤からの湧水、基礎地盤の崩壊、沈下等の有無について、定期的（月1回）に点検し、異常の早期発見に努めます。

異常が発見された場合は、基礎地盤の支持力等の詳細調査及び解析を行い、補修計画を策定の上、地盤改良等の補修工事を実施します。

### (3) 雨水集排水設備の点検

素掘り側溝及び接続樹の損傷の有無、落葉や土砂の堆積状況を定期的（月1回）に点

検査します。また、降雨時であれば、水路の流下状況を確認し、流下状況に問題があれば、速やかに土砂等の撤去や側溝の補修を行います。

#### (4) 浸透水採取設備、地下水観測井（地下水採取口）の点検

浸透水採取設備、地下水観測井は、設備の損傷や内部の目詰まり具合を日常的（受入日ごと）に点検します。設備に異常が認められた場合は、必要な措置を講じますが、状況に応じて設備の再設置も検討します。

また、地下水観測井の孔内水位も（受入日ごと）に点検します。降雨時であれば、浸透水採取設備の孔内水位も点検し、浸透水集水管の集水能力を確認します。

#### (5) 搬入路、展開検査場の点検

路盤変形の状況を日常的（受入日ごと）に点検します。路盤に変形や段差が見られた場合は、路盤材の補充により成形を行います。

#### (6) 門扉、立て札、囲い（浸入防止フェンス）の点検

施設入口門扉、立札、囲いは、日常的（受入日ごと）に点検を行い、損傷箇所が発見された場合は速やかに補修を行います。

なお、門扉については、日常的（受入日ごと）に開閉の動作状況を点検し、廃棄物の受入時間帯以外や作業終了後の退出時には必ず施錠を確認します。

表 1 施設・設備の日常点検・定期点検の概要

	施設・設備	点検頻度	点検内容	措置内容
日常点検	門扉	受入日ごと	損傷箇所の有無 開閉の動作状況、退出時の施錠確認	損傷箇所の補修
	立札・囲い	"	損傷箇所の有無	損傷箇所の補修
	搬入路・展開検査場	"	路盤の変形、段差の有無	路盤材の補充による成形
	浸透水採取設備	"	採水孔の目詰まり、損傷の有無、降雨時であれば浸透水集水管の集水能力の確認	土砂等の除去、損傷部の補修、状況に応じ再設置
	貯留構造物（堤体）	"	法面の崩壊、亀裂、膨潤、浸食、堤体からの漏水の有無	補修計画を立て補修工事の実施、崩壊等の規模が大きい場合は詳細な調査と解析を行う
	地下水観測井	"	孔内水位の確認、井戸内の目詰まり、破損の有無	土砂等の除去、損傷部の補修、状況に応じ再設置
定期点検	基礎地盤（地山）	1回/月	地山からの湧水、地山の崩壊、沈下の有無	詳細な調査と解析を行い、補修工事の実施
	雨水集排水設備	"	側溝、接続樹の損傷の有無、土砂・落葉の堆積状況の確認、降雨時であれば水路の流下状況の確認	損傷部の補修、土砂・落葉の撤去

※地震、台風、豪雨等異常気象の発生直後には全施設・設備の臨時点検を必ず実施する。

### 3. 埋立作業管理

#### (1) 埋立廃棄物の点検

埋立廃棄物が埋立地外に飛散し、流出していないかを日常的（受入日ごと）に点検します。飛散、流出が見られた場合、速やかに回収し、再度覆土を施工し、転圧締固めを行います。

#### (2) 埋立場所の管理

埋立作業は、廃棄物の種類ごとに大まかな埋立場所を決めて行います。廃棄物の埋立場所は埋立地平面図に図示しておきます。これにより、ある廃棄物が問題になったとき、その廃棄物の埋立位置が明らかなので、掘り起こすなどの措置が容易に行えることになります。

#### (3) 埋立セルの造成

埋立地内に搬入された廃棄物をブルドーザ、パワーショベルにより敷均し、破碎、転圧を行い、1日単位で廃棄物塊（セル）を造成します。

なお、フィルム状の廃プラスチック、発泡スチロール等飛散しやすい廃棄物は、強風の時は埋立作業を中止し、風が治まった時点で埋立を再開します。

#### (4) 覆土施工

1日の埋立作業終了時には、埋立廃棄物の飛散防止、臭気の発散防止、衛生害虫獣の繁殖防止等の観点から覆土（即日覆土）を励行します。覆土の施工にあたっては、覆土法面の崩壊が生じない勾配を確保し、崩壊が生じた箇所は速やかに修復します。

#### (5) 残余容量の管理

埋立地の残余容量について、定期的（1年に1回）に現地測量等により調査し、記録、保存します。

#### (6) ネズミ、ハエ等の衛生害虫獣に対する措置

ネズミ、ハエ等が発生しないよう、即日覆土を励行しますが、必要に応じて殺虫剤等の薬剤の散布を行います。

#### (7) 災害発生防止

火災対策として消火器を管理事務所に設置するとともに、埋立地内は全面禁煙とします。また、地震、台風、豪雨等による災害発生に速やかに対応できるように緊急連絡体制を整備します。

#### (8) 作業従事者への教育

最終処分場の安全管理のため、埋立地内の交通ルール、埋立作業の安全確保、作業従事者の健康管理について必要な事項を定めた作業マニュアルを策定し、作業従事者に対して教育を行います。



## 4. 環境管理

### (1) 地下水モニタリング

埋立地上流、下流 2 箇所地下水観測井より採取した地下水について、水質モニタリングを実施し、水質基準を満たすことを確認します。埋立開始前に地下水等検査項目、電気伝導率及び塩化物イオンについて 1 回測定し、記録します（埋立開始後の水質との比較評価を行う）。埋立開始後は、地下水等検査項目は年 1 回、電気伝導率及び塩化物イオンは月 1 回、測定記録します（地下水等検査項目、水質基準は表 2 参照のこと）。

なお、当該地はダイオキシン類による汚染が考えられない自然状態の原野ですが、ダイオキシン類について埋立開始前及び埋立開始後に 1 回測定し、ダイオキシン類による汚染がないことを確認します。

ただし、当該地は不透水層基盤上面が海底下にあり、地下水が極めて深い地質構造で、常時は浅い深度では地下水が観測されないため、日常的に地下水観測井を点検し、地下水が観測された時点で採水し、水質検査を行うこととします。

なお、水質検査の補完として、1.3km 下流の海岸沿いにあるホロフンベ集落の井戸水の検査も併せて行います（当集落の井戸は現在未使用であるが、常時地下水が観測される）。

水質検査の結果、水質の悪化（埋立開始前と埋立開始後の地下水等検査項目の濃度が明らかに上昇している場合、電気伝導率・塩化物イオンについて上流、下流の地下水観測井で有意差がある場合等）が認められた場合、水質の詳細な調査、水質悪化の原因調査、周辺海域への影響調査、新たな廃棄物の搬入停止等、生活環境保全上適切な措置を講じます。

### (2) 浸透水モニタリング

浸透水の水質検査について、地下水等検査項目は年 1 回、BOD（生物化学的酸素要求量）は月 1 回行い記録します。

浸透水の水質が基準に不適合となった場合、廃棄物の搬入及び埋立を中止し、その原因調査を行い、基準に適合しない原因となった廃棄物の撤去等、生活環境保全上適切な措置を講じます。

### (3) 悪臭モニタリング

最寄りの住宅や道々利尻富士利尻線との離隔距離が長いですが、気象条件（風向・風速、気温、湿度）によっては悪臭が住宅や道々に達する恐れがないとはいえません。

利尻島は観光地であり、周辺の自然環境に与える影響を適確に把握しておく観点から、日常的（受入日ごと）に埋立地周辺における悪臭の発生状況を確認します。また、必要に応じて消臭剤の散布も行います。

なお、住民等から苦情が出された場合は、誠意をもって対処するとともに、悪臭の測定を行い、改善策を検討します。

### (4) 騒音・振動モニタリング

最寄りの住宅や道々利尻富士利尻線との離隔距離が長いこと、騒音・振動が生活環境

に与える可能性は低いといえますが、日常的（受入日ごと）に埋立地周辺における重機の作業音等を確認します。

表2 地下水等検査項目、浸透水検査項目と測定頻度

水質検査項目	単位	水質基準値	測定頻度	
			地下水	浸透水
電気伝導度	—	—	埋立開始前1回	—
塩化物イオン	mg/L	—	埋立開始～廃止1回/月	—
BOD	mg/L	20以下	—	埋立開始～終了1回/月 終了～廃止1回/3ヶ月
地下水等検査項目（環境基準）	アルキル水銀	mg/L	検出されないこと	埋立開始前1回 埋立開始～廃止1回/年
	総水銀	〃	0.0005以下	
	カドミウム	〃	0.01以下	
	鉛	〃	0.01以下	
	六価クロム	〃	0.05以下	
	砒素	〃	0.01以下	
	全シアン	〃	検出されないこと	
	ポリ塩化ビフェニル	〃	検出されないこと	
	トリクロロエチレン	〃	0.03以下	
	テトラクロロエチレン	〃	0.01以下	
	ジクロロメタン	〃	0.02以下	
	四塩化炭素	〃	0.002以下	
	1,2-ジクロロエタン	〃	0.004以下	
	1,1-ジクロロエチレン	〃	0.1以下	
	1,2-ジクロロエチレン	〃	0.04以下	
	1,1,1-トリクロロエタン	〃	1以下	
	1,1,2-トリクロロエタン	〃	0.006以下	
	1,3-ジクロロプロペン	〃	0.002以下	
	チウラム	〃	0.006以下	
	シマジン	〃	0.003以下	
	チオベンカルブ	〃	0.02以下	
	ベンゼン	〃	0.01以下	
	セレン	〃	0.01以下	
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	〃	10以下(※1)	
	ふっ素	〃	0.8以下(※1)	
	ほう素	〃	1以下(※1)	
	1,4-ジオキサン	〃	0.05以下	
	塩化ビニルモノマー	〃	0.002以下	
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	1以下	※2	—

本表は、「環境基準」(環境省告示)、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」(環境省令)、「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく最終処分場の維持管理基準を定める省令」(総理府・環境省令)を基に作成。

※1 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素は目標値とする。

※2 埋立開始前及び開始後に1回ずつ測定し、ダイオキシン類による汚染がないことを確認する。

## 5. 埋立終了時の措置

- ① 埋立処分が終了した埋立地には、火災の防止、臭気の発散防止、衛生害虫獣の繁殖防止のため、厚さ50cmの粘性土により開口部を閉鎖します(最終覆土)
- ② 最終覆土表面は、植生工を行い、最終覆土の流出防止を図ります。また、雨水その他の地表水を支障なく排水できる雨水勾配を確保します。
- ③ 埋立地からのガスの発生量、埋立地内の温度を測定するため、ガス・温度測定設

備を設置します。

## 6. 埋立終了後の維持管理（廃止基準への対応）

埋立が終了しても最終処分場を廃止するまで埋立期間中と同様に施設・設備の維持管理、環境管理を継続して行います。

### （1）施設・設備の点検

- ① 貯留構造物（堤体）、基礎地盤（地山）、雨水集排水設備は、定期的（月 1 回）に埋立期間中と同様の点検を行います。点検の結果、異常の発生の恐れがある場合には、災害・事故の未然防止を図るために必要な措置を講じ、異常が発見された場合は、補修計画を立て補修工事を実施します。
- ② 門扉、立札、囲い（フェンス）、浸透水採取設備、地下水観測井についても埋立期間中と同様に日常的に点検を行い、損傷箇所が発見された場合は、速やかに補修を行います。
- ③ 地震、台風、豪雨等異常気象の発生直後には、全ての施設・設備の臨時点検を実施します。
- ④ 最終覆土の沈下、流出、亀裂等の発生状態を定期的（月 1 回）に点検し、必要に応じて補修を行います。

### （2）環境管理

- ① 地下水モニタリング（埋立地廃止の評価項目）  
埋立期間中に引き続き埋立処分地の上流、下流の地下水観測井において、日常的に地下水の有無の観測を行い、地下水が観測された場合に地下水等検査項目について水質検査を行い、水質基準（表 2）に適合することを確認します。
- ② 浸透水モニタリング（埋立地廃止の評価項目）  
埋立期間中に引き続き浸透水の水質を定期的（地下水等検査項目は年 1 回、BOD は 3 ヶ月に 1 回測定）に測定し、環境省令の水質基準（表 2）との適合性を確認し、異常の早期発見に努めます。  
廃止にあたっては、環境省令の水質基準（表 2）に適合することを確認します。
- ③ 埋立ガスモニタリング（埋立地廃止の評価項目）  
ガス・温度測定設備を測定点として、埋立地からのガス発生の有無を確認します。ガスの発生が認められる場合は、定期的（6 ヶ月 1 回）にガス流量、ガス温度の測定を行います。なお、ガス流量の測定は、曇天時等気圧の高い時期を避けるようにします（ガス発生量は気圧が高いほど少量になる）。  
廃止にあたっては、廃止基準（廃止の確認申請の直前にガスの発生がほとんど認められない、または廃止の確認申請の直前 2 年間以上にわたりガスの発生量の増加が認められない）に適合することを確認します。
- ④ 埋立地内温度（埋立地廃止の評価項目）  
ガス・温度測定設備を測定点として、埋立地内温度、周辺地中温度を定期的（6 ヶ月 1 回）に測定し、埋立地内温度が周辺地中温度と比較し異常な高温になっている

ないかを確認します。

廃止にあたっては、廃止基準（廃止の確認申請の直前に埋立地内温度と周辺の地中温度の差が 20℃未満であること）に適合することを確認します。

## 7. 維持管理の記録及び記録閲覧の方法

埋立期間中及び埋立終了後の維持管理の記録は、データベース化し、最終処分場の廃止まで保管し、閲覧請求に対し閲覧に供します。

維持管理の記録項目、閲覧方法は以下のとおりとします。

### (1) 維持管理の記録項目

- ① 受入検査、展開検査の結果（様式 1、2、3）
  - ・受け入れた安定型産業廃棄物、安定型産業廃棄物以外の廃棄物の種類と量
- ② 施設・設備の点検結果及び点検結果を受けて講じた措置内容（様式 4）
- ③ 地下水、浸透水に係る水質検査結果及び結果を受けて講じた措置内容（様式 5、6）
- ④ 埋立地残余容量（様式 3）
- ⑤ その他、処分場の運営に関する事項（衛生害虫獣に対する措置、住民からの苦情への対応等）

### (2) 閲覧場所

維持管理の記録は、（公社）北海道産業廃棄物協会のホームページで公開するとともに、最終処分場の管理事務所及び建設廃材処理協同組合事務局に備え置き、閲覧可能とします。

### (3) 閲覧の方法

最終処分場の周辺居住者、設置場所を所管する利尻富士町等から閲覧を求められた場合には、維持管理に関する記録を上記閲覧場所において閲覧に供します。

なお、閲覧時間は業務時間の 9:00～16:00 とし、休業日、土日、祝祭日及び業務時間外は閲覧を行いません。

### (4) 閲覧の期間

閲覧の期間は、維持管理記録を備え置いた日から最終処分場の廃止までとします。

## 8. 住民への配慮

地域住民等からの最終処分場の維持管理に係る苦情等については、誠意をもって対処するとともに、問題解決にあたり、その記録を作成し、保管します。

## 9. 維持管理積立金の積み立て

安定型最終処分場の埋立終了後の適正な維持管理を確保するため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の二の三」の規定に基づき、埋立終了後に必要となる維持管理費用を埋立期間中にあらかじめ積み立てます。

#### 10. 環境省令による維持管理上の基準、廃止の技術上の基準への措置

廃棄物処理法「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」(環境省令)で定める「産業廃棄物の最終処分場の維持管理の技術上の基準、廃止の技術上の基準」に適合するために講じる措置内容を表3、4にまとめます。

表3 「産業廃棄物の最終処分場の維持管理の技術上の基準」に対する措置内容(1)

省令に定める維持管理基準	措置内容
<p>1. 廃棄物の飛散、流出防止 埋立地外に廃棄物が飛散し、及び流出しないように必要な措置を講ずること。 (第1条第2項第1号、第2条第2項)</p>	<p>・廃棄物が飛散、流出しないように即日覆土、転圧締固めを励行します。</p>
<p>2. 悪臭防止 最終処分場外に悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。 (第1条第2項第2号、第2条第2項)</p>	<p>・臭気が発散防止のため、即日覆土を励行します。また、必要に応じて消臭剤の噴霧を行います。</p>
<p>3. 火災対策 火災発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火器を備えておくこと。 (第1条第2項第3号、第2条第2項)</p>	<p>・管理事務所に消火器を設置するとともに、埋立地内は全面禁煙とします。消火器は所定の能力が発揮できるよう、適切な点検整備を行います。</p>
<p>4. 衛生害虫等の発生防止 ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように薬剤の散布その他必要な措置を講ずること。 (第1条第2項第4号、第2条第2項)</p>	<p>・衛生害虫等の発生防止のため、即日覆土を励行します。また、必要に応じて殺虫剤等の薬剤散布を行います。</p>
<p>5. 囲いの設置 埋立地の周囲に設けられた囲いは、みだりに人が立ち入るのを防止することができるようにしておくこと。 (第2条第2項第2号イ)</p>	<p>・最終処分場内にはみだりに人が立入らぬよう、ネットフェンス(上部有刺鉄線付)により囲いが設けられており、フェンスが損傷した場合には、速やかに補修を行います。また、受入時間帯以外、業務終了後の退出時は門扉を施錠します。</p>
<p>(閉鎖された埋立地を埋立処分以外の用に供する場合においては、囲い、杭その他の設備で埋立地の範囲を明らかにしておくこと) (第2条第2項第2号イ)</p>	<p>・閉鎖された埋立地の跡地利用は行いません。なお、埋立地表面は最終覆土の施工後、植生工を行います。</p>
<p>6. 立札の設置 立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書き換えその他必要な措置を講ずること。 (第1条第2項第6号、第2条第2項)</p>	<p>・立札は、最終処分場の出入口に設置しています。汚れ、損傷が発見された場合は、洗浄、補修を速やかに行います。なお、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書き換えその他必要な措置を講じます。</p>
<p>7. 擁壁等の保守・点検 擁壁等を定期的に点検し、損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。 (第1条第2項第7号、第2条第2項第2号)</p>	<p>・貯留構造物(堤体)、基礎地盤(地山)は、定期的に点検を実施し、異常の発生の恐れがある場合には、災害・事故の未然防止を図るために必要な措置を講じ、異常が発見された場合は、補修工事を実施します。</p>
<p>8. 地下水等の水質検査 最終処分場の周縁の2か所以上の場所から採取した地下水又は地下水集排水設備より採取した水の水質検査を次により行うこと。</p>	<p>・埋立地の上流、下流2か所に地下水観測井を設置しており、これより採取した地下水について水質検査を行います。</p>
<p>(1) 埋立地開始前に地下水等検査等項目、電気伝導率及び塩化物イオンを測定・記録すること。</p>	<p>・実施します。</p>
<p>(2) 埋立開始後、地下水等検査項目を1年に1回以上測定・記録すること。 (第2条第2項第2号ハ、道庁指導)</p>	<p>・実施します。</p>
<p>(3) 埋立開始後、電気伝導率及び塩化物イオンを1か月に1回以上測定・記録すること。 (第2条第2項第3号を準用、道庁指導)</p>	<p>・実施します(地下水観測時に速やかに行います)。</p>

表 3 「産業廃棄物の最終処分場の維持管理の技術上の基準」に対する措置内容(2)

省令に定める維持管理基準	措置内容
<p><b>9. 地下水等の水質悪化に対する措置</b>                      地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化(その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかな場合を除く)が認められる場合は、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。</p> <p>(第2条第2項第2号ニ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水質の悪化が認められた場合は、埋立処分開始前と埋立処分開始後の水質検査の結果を比較して地下水等検査項目の濃度が明らかに上昇しているかを確認します。</li> <li>・地下水等の悪化が認められた場合には、水質の詳細調査を始め、その原因の調査、新たな廃棄物の搬入の中止等の生活環境の保全上必要な措置を講じます。</li> </ul>
<p><b>10. 開口部の閉鎖</b>                      埋立処分が終了した埋立地は、厚さがおおむね50cm以上の土砂等の覆いにより開口部を閉鎖すること。</p> <p>(第2条第2項第2号ト)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埋立処分が終了した時点で、開口部を厚さ50cmの土砂で覆い、転圧締固めを行います。</li> </ul>
<p><b>11. 覆いの損傷防止</b>                      閉鎖した埋立地については、覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずること。</p> <p>(第2条第2項第2号チ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的(1か月に1回)に覆いを点検し、異常の発生のおそれがある場合や異常が認められる場合は、補修計画を立て、補修工事を行います。</li> </ul>
<p><b>12. 残余容量の測定、記録</b>                      残余の埋立容量について1年に1回以上測定・記録すること。</p> <p>(第1条第2項第19号、第2条第2項第2号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1年に1回、現地測量等を実施し、残余容量を記録します。</li> </ul>
<p><b>13. 記録の作成、保存</b>                      埋め立てられた産業廃棄物の種類、数量及び最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存すること。</p> <p>(第1条第2項第20号、第2条第2項第2号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埋め立てられた安定型産業廃棄物の種類、数量を記録します。また、施設・設備の点検結果、水質調査結果、及びこれらの点検、検査結果を受けて行った措置内容について記録します。これらの記録は、最終処分場の廃止まで保存します。</li> </ul>
<p><b>14. 展開検査</b>                      廃棄物を埋立てる前に、展開検査を行い、安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入が認められる場合には、廃棄物を埋め立てないこと。</p> <p>(第2条第2項第2号ク)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安定型産業廃棄物以外の廃棄物及び石棉含有廃棄物の付着、混入を防ぐため、展開検査場を設置しています。</li> </ul>
<p><b>15. 浸透水の水質検査</b>                      浸透水について、地下水等検査項目を1年に1回以上、BOD又はCODを1か月に1回(埋立終了後は3か月に1回)以上、水質を測定・記録すること。</p> <p>(第2条第2項第2号ホ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施します。ただし、CODについては、当該地は規制対象水域外のため、測定は行いません。</li> </ul>
<p><b>16. 浸透水の水質悪化に対する措置</b>                      次に掲げる場合には、速やかに廃棄物の搬入及び埋立処分を中止するとともに、生活環境上必要な措置を講ずること。</p> <p>(1) 浸透水に係る地下水等検査項目の水質検査の結果、水質基準に適合していない場合                      (2) BOD又はCODの水質検査の結果、BODが20mg/ℓ又はCODが40mg/ℓを超えている場合。</p> <p>(第2条第2項第2号ヘ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浸透水の水質(地下水等検査項、BOD)が水質基準に不適合となった場合は、廃棄物の搬入及び埋立処分を中止し、その原因の調査を行い、基準に適合しない原因となった廃棄物の撤去等、生活環境の保全上必要な措置を講じます。</li> <li>・なお、CODについては、当該地は規制対象水域外のため、評価項目から除外します。</li> </ul>

表4 「産業廃棄物の最終処分場の廃止の技術上の基準」に対する措置内容

省令に定める廃止基準	措置内容
<p>1. 悪臭防止 最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な措置が講じられていること。 (第1条第3項第2号、第2条第3項)</p>	<p>・埋立終了後、最終覆土を施し、悪臭の発散を防止します。</p>
<p>2. 火災対策 火災発生を防止するために必要な措置が講じられていること。 (第1条第3項第3号、第2条第3項)</p>	<p>・埋立地内の巡視を定期的に行い、火災の早期発見に努めるほか、埋立地周辺の草木の生育状況(ガスによる枯死等)を確認します。 ・管理事務所に消火器を常備します。</p>
<p>3. 衛生害虫獣等の発生防止 ねずみが生息し、はえその他の害虫が発生しないように必要な措置が講じられていること。 (第1条第3項第4号、第2条第3項)</p>	<p>・埋立終了後、最終覆土を施し、ねずみ等衛生害虫獣の生息場所をなくします。</p>
<p>4. 地下水等の水質 地下水等の水質検査の結果、次のいずれにも該当していないこと。ただし、水質の悪化が認められない場合においてはこの限りでない。 (1) 現に地下水質が基準に適合していないこと。 (2) 検査結果の傾向に照らし、基準に適合しなくなるおそれがあること。 (第2条第3項第2号ロ)</p>	<p>・廃止の確認申請までの期間中、地下水の水質検査を定期的(地下水等検査項目は年に1回)に行い、水質が廃止基準に適合していることを確認します。 ・異常が認められた場合、水質悪化の原因調査等、生活環境保全上適切な措置を講じます。</p>
<p>5. ガスの発生 埋立地からガスの発生がほとんど認められない、又はガスの発生量の増加が2年以上にわたり認められないこと。 (第1条第3項第7号、第2条第3項第2号)</p>	<p>・廃止の確認申請までの期間中に定期的にガス発生量等の測定を行い、廃止基準に適合していることを確認します。</p>
<p>6. 埋立地の内部温度 埋立地の内部が周辺の地中温度に比して異常な高温になっていないこと。 (第1条第3項第8号、第2条第3項第2号)</p>	<p>・廃止の確認申請までの期間中に定期的に埋立地内温度及び周辺地中温度の測定を行い、廃止基準に適合していることを確認します。</p>
<p>7. 開口部の閉鎖 おおむね50cm以上の覆いにより開口部が閉鎖されていること。 (第2条第3項第2号ニ)</p>	<p>・最終覆土を50cm以上の厚さで行います。</p>
<p>8. 生活環境保全 現に生活環境保全上の支障が生じていないこと。 (第1条第3項第11号、第2条第3項)</p>	<p>・埋立期間中に引き続き廃止まで環境管理を行います。</p>
<p>9. 地滑り、沈下防止、雨水等排出設備 地滑り、沈下防止、雨水等排出設備について、構造基準に適合していないと認められないこと。 (第1条第1項第3号、第2条第3項第2号イ)</p>	<p>・埋立期間中に引き続き、埋立地内の巡視を定期的に行い、構造基準に適合していない箇所を発見した場合は適切な対策を講じます。</p>
<p>10. 浸透水の水質 浸透水の水質が次の要件を満たすこと。 ・地下水等検査項目：基準に合格 ・BOD:20以下 mg/ℓ (第2条第3項第2号ハ)</p>	<p>・埋立期間中に引き続き、浸透水の水質検査を定期的(地下水等検査項目は年に1回、BODは3か月に1回)に行い、水質が基準に適合していることを確認します。 ・異常が認められた場合、水質悪化の原因調査等、生活環境保全上適切な措置を講じます。</p>



様式 1

展 開 検 査 記 録 票

マニフェスト番号

記 録 項 目	内 容					
搬 入 年 月 日	年 月 日 時 分					
排 出 者 名						
車 両 番 号						
運 転 者 名						
廃 棄 物 の 種 類	廃 プラ 類	ゴ ム く ず	金 属 類	陶 磁 器 類	が れ き 類	
廃 棄 物 の 量	t・m <sup>3</sup>	t・m <sup>3</sup>	t・m <sup>3</sup>	t・m <sup>3</sup>	t・m <sup>3</sup>	
安 定 型 産 業 廃 棄 物 以 外 の 廃 棄 物						
	種 類	木 く ず	紙 く ず	繊 維 く ず	石 綿 含 有 物	そ の 他
	数 量	kg・L	kg・L	kg・L	kg・L	kg・L
	措 置 方 法					
記 入 者 名						

写 真 等

様式 2

安定型産業廃棄物の受入日報

平成 年 月分

No.	受入時	業者名	受入量 [kg]	安定型産業廃棄物の種及び量〔単位 kg〕				
				廃プラ類	ゴムくず	金属類	陶磁器類	がれき類
1日	時							
2日	時							
3日	時							
4日	時							
5日	時							
⋮	時							
28日	時							
29日	時							
30日	時							
31日	時							
計								

様式 3

安定型産業廃棄物の受入実績記録簿（月別）

平成 年度分

No.	安定型産業廃棄物の種及び量〔単位 t・m <sup>3</sup> 〕						展開検査の 実施回数 〔回〕	摘 要
	廃プラ類	ゴムくず	金属類	陶磁器類	がれき類	計		
4月								
5月								
6月								
7月								
8月								
⋮								
12月								
1月								
2月								
3月								
計								

覆土容量〔m<sup>3</sup>〕

埋立地残余容量〔m<sup>3</sup>〕

様式 4

施設・設備点検簿

点検日時	平成 月 日 平成 月 日	区 分	定期・臨時	点検方法 目視	点検者	
------	------------------	--------	-------	------------	-----	--

点検箇所	点検項目	異常の有無	異常の場合		摘要
			具体的内容	講じた措置の内容及び開始、終了日 (当初の措置の内容を変更した場合は変更後の内容についてもカッコ内に記載すること)	
貯留構造物(堤体)	崩壊	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		( )	
	沈下	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		( )	
	漏水	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		( )	
	その他	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		( )	
基礎地盤(地山)	崩壊	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		( )	
	沈下	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		( )	
	湧水	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		( )	
	その他	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		( )	
雨水集排水設備	側溝、接続 樹の損傷	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		( )	
	崩壊	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		( )	
	沈下	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		( )	
	土砂等 の堆積	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		( )	
	その他	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		( )	
搬入路・ 展開場	路盤の変形	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		( )	
	その他	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		( )	
立札	損傷	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		( )	
	その他	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		( )	
門扉	損傷	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		( )	
	その他	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		( )	
囲い (フェンス)	損傷	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		( )	
	その他	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		( )	
浸透水採 取設備	損傷	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		( )	
	水位	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		( )	
	その他	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		( )	
地下水 観測井	損傷	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		( )	
	水位	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		( )	
	その他	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		( )	
その他	消火器	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		( )	
	覆土	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		( )	

様式 5

水 質 検 査 台 帳

平成 年度分

検査区分	検査実施日		検査結果報告日	検査結果	基準値との比較	摘要
地下水 (年1回地下水等検査項目)		上流側		別紙 計量証明書のとおり	適・否	
		下流側		〃	適・否	
浸透水 (年1回地下水等検査項目)				〃	適・否	
地下水 (月1回電気伝導率、塩化物イオン)	4月	上流側				
		下流側				
	5月	上流側				
		下流側				
	6月	上流側				
		下流側				
	7月	上流側				
		下流側				
	8月	上流側				
		下流側				
	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
	12月	上流側				
		下流側				
	1月	上流側				
下流側						
2月	上流側					
	下流側					
3月	上流側					
	下流側					
浸透水 (月1回、埋立終了後は3か月に1回)  基準値・BOD 20mg/L以下	4月			mg/L	適・否	
	5月			mg/L	適・否	
	6月			mg/L	適・否	
	7月			mg/L	適・否	
	8月			mg/L	適・否	
	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
	12月			mg/L	適・否	
	1月			mg/L	適・否	
	2月			mg/L	適・否	
	3月			mg/L	適・否	

様式 6

## 水質悪化時における措置記録

記録項目	内 容
検査年月日	平成 年 月 日
結果受取日	平成 年 月 日
対 象	地下水(上流)、地下水(下流)、浸透水
悪化項目	
検査結果	
水質悪化の状況	基準値( )超過、その他( )
水質悪化の原因 とその根拠	不明、最終処分場、最終処分場以外( ) 根拠:
講じた措置	連絡の有・無 (有の場合:年月日、連絡先、担当者、連絡概要)
	措置の有・無 (有の場合:廃棄物の搬入停止) その他( )
	原因調査の有・無 (有の場合:具体的内容)
備 考	
記入者名	